仮訳:2014年9月コード委員会報告書

第7.1章

アニマルウェルフェアに係る勧告の序論

第7.1.1条

定義

アニマルウェルフェアとは、動物がその生活している環境にうまく対応している態様をいう。動物は、(科学的証拠が示しているように)健康で、快適で、栄養豊かで、本来の生態を発現できている場合であって、痛み、恐れ、苦痛等の不快な状態を経験していない時には、良好な*ウェルフェア*の状態にある。

良好なアニマルウェルフェアには、疾病の予防及び適切な獣医療、収容施設、管理、栄養、苦痛を与えない取り扱い並びに苦痛を与えないと音/殺処分が必要である。アニマルウェルフェアとは、当該動物のそのような状態をいい、動物が受けるそのような取り扱いは、動物ケア、動物ハズバンドリー、人道的トリートメントなど他の用語の中でも語られている。

第7.1.2条

アニマルウェルフェアのための指導原則

- 1) 動物衛生と*アニマルウェルフェア*の間には決定的な相互関連性が存在する。
- 2) 国際的に認められた '五つの自由'(飢え、乾き及び栄養不良からの自由、恐怖及び苦痛からの自由、物理的及び寒暖の不快からの自由、痛み、損傷及び*疾病*からの自由並びに通常の行動様式を発現する自由)は、*アニマルウェルフェア*の役立つ指針である。
- 3) 国際的に認められた '三つの R' (動物の数の削減 (reduction)、実験方法の改善 (refinement) 及び動物から非動物技術への置換 (replacement)) は、科学における 動物の利用に係る役立つ指針である。
- 4) アニマルウェルフェアの科学的評価には、まとめて考える必要がある多様な要素が 関係しており、これらの要素の選定及び重み付けもまた、可能な限り明示的に示さ れるべき価値付け仮説が関係している。
- 5) 農業、<u>運輸及び牽引、</u>教育及び研究における並びに伴侶としての親密な付き合い、 娯楽及び興行のための動物の利用が、人の幸福に大きな貢献をしている。
- 6) **動物**の利用には、現実的な範囲で最大限その**動物**のウェルフェアを確保する倫理的 責任が伴っている。

- 7) 農場での*アニマルウェルフェア*の向上は、しばしば生産性及び食品安全を向上させることができ、したがって経済的利益に繋がる。
- 8) 生きている資産として、役用動物は、それを所有する家族の生計を支え、動物を所 有する世帯及び、国家経済を含むより広い地域社会を益する社会経済学的機能を満 たす上で、重要な役割を担っている。
- **98**) アニマルウェルフェアの基準及び勧告を比較する場合には、設計基準に基づく同定システムを基礎とするよりも、むしろ生産成績基準に基づく相当する成果が基礎となる。

第7.1.3条

勧告の科学的根拠

- 1) ウェルフェアは、上述の'五つの自由'に言及されるものも含めて、動物の生活の質に貢献する多くの要素を含む広義な用語である。
- 2) *アニマルウェルフェア*の科学的評価は、近年急速に発展しており、これら勧告の根拠を形成している。
- 3) アニマルウェルフェアの測定指標の中には、損傷、疾病及び栄養不良に関連して損なわれた機能の程度評価に関係するものもある。その他の測定指標の中には、しばしば動物の好み、動機付け及び忌避の強さを測定することによって、動物のニーズ及び飢え、痛み、恐怖等の感情状態に関する情報を提供するものもある。動物が多様な困難への対応として示す身体的、行動的及び免疫学的変化又は影響を評価する測定指標もある。
- 4) そのような測定指標が、動物の様々な管理方法がそのウェルフェアにどのように影響するかの評価に役立つ基準及び指標へと繋がる場合もある。

第7.1.4条

家畜生産システムにおける動物のウェルフェアの一般原則

- 1) 遺伝学的選択は、常に動物の健康とウェルフェアを考慮するものとする。
- 2) 新しい環境へ導入するために選択された*動物*は、その土地の気候に適ったものであり、その土地の疾病、寄生虫及び栄養への順応が可能なものであるものとする。
- 3) 支持層(歩道表面、休息場所表面等)を含む物理環境は、損傷及び動物への疾病又は寄生虫の伝播のリスクを最小限に抑えるため、当該種に適ったものであるものとする。
- 4) 物理環境は、快適な休息、正常な姿勢変化を含む安全で快適な移動、及び*動物*が遂 行するよう動機付けられている自然な行動を遂行する機会を与えることができる ものとする。

- 5) 動物の社会的グループ分けは、積極的な社会行動を可能にし、損傷、苦痛及び慢性的恐怖を最小限に抑えるよう管理されるものとする。
- 6) 舎飼動物の場合には、空気の質、温度及び湿度は、良好な動物衛生を維持し、有害ではないものとする。動物は、極端な状況が発生する場所では、自然な温度調節法の利用を妨げられないものとする。
- 7) **動物**は、当該**動物**の週齢及びニーズに適った、正常な健康及び生産性を維持し、長期的な飢え、乾き、栄養不良又は脱水症状を予防するのに十分な量の飼料及び水の入手ができるものとする。
- 8) 疾病及び寄生虫は、良好な管理規範を通じて、可能な限り予防及び管理されるものとする。深刻な健康問題がある動物は、直ちに隔離及び治療又は治療が可能ではない若しくは回復が見込めない場合には、苦痛を与えないように殺処分されるものとする。
- 9) 痛みを伴う方法を避けることができない場合には、その結果生じる痛みは、利用できる方法が許す範囲で管理されるものとする。
- 10) 動物の取り扱いは、人と動物との肯定的な関係を育成し、損傷、パニック、長期的恐怖又は避けられないストレスを引き起こすことがないようにするものとする。
- 11) 所有者及び使用管理者は、これらの原則に従い*動物*が取り扱われることを確保する のに十分な技量及び知識を持っているものとする。